

**雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施
等による特定求職者の就職の支援に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案概要**

雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 概要

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を受けて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求訓法」という。）に基づく各種助成金等について、制度の見直しや新設を行うもの。対象となるのは以下の助成金等であり、内容の詳細は別紙のとおり。

I. 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正関係

1. キャリアアップ助成金
2. 人材開発支援助成金
3. トライアル雇用助成金 ※職業安定分科会関係
4. 就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業 ※職業安定分科会関係

II. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）の一部改正関係

1. 認定職業訓練実施基本奨励金
2. 職業訓練受講給付金 ※職業安定分科会関係

- その他所要の規定の整備を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法第62条第2項並びに第63条第1項第8号及び第2項
求訓法第7条第2項及び第19条

3. 施行期日等

公布日 令和3年12月中旬（予定）
施行期日 公布日（一部、遡及適用）

I. 雇用保険法施行規則の一部改正関係

3. トライアル雇用助成金

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）の拡充

- 本コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働需要が減退する分野が生じる一方で、新たな労働需要が創出される分野も期待されることから、トライアル雇用を活用し、労働者が新たな職種に対応できるようになるまでの事業主の負担を軽減しつつ、異なる分野への労働移動を推進するもの。（雇保則附則第15条の6）
- コロナ禍における求職活動は、離職の時期や理由にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響を等しく受けることが考えられるため、「令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者」を「職業紹介日において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者」とする。
- また、新たな労働需要に対応するとともに、コロナ禍において生活に支障を来す離職者の失業期間の長期化を防止するため、「職業紹介日において離職期間が3ヶ月を超える者」を廃止する。

【現行制度の対象者】

- (1) 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者
- (2) 職業紹介日において、離職期間が3か月を超える者
- (3) 職業紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している者

【改正後の内容】

- (1) 職業紹介日において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者
- (2) 職業紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している者

4. 就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業の拡充等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就業者、失業者等の再就職・転職支援のため、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資する講習を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校に委託して実施する事業を雇用保険法第63条第1項第3号に掲げる事業とし、当該講習を受講する求職者のうち支給要件を満たす者を職業訓練受講給付金の支給対象としている。（雇保則附則第17条の7の2）
- 当該事業は、令和4年3月31日までの暫定措置として実施しているところ、当該暫定措置の期間を令和5年3月31日までに延長するとともに、学校教育法第124条に規定する専修学校を当該講習の委託実施機関の対象に加える。

II. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正関係

2. 職業訓練受講給付金

職業訓練受講手当の世帯収入要件と出席要件の特例措置（令和4年3月31日まで）

- 公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、求訓法第7条の規定に基づき、職業訓練受講給付金を支給しており、そのうち訓練受講期間中に訓練受講者へ支給する職業訓練受講手当については規則11条においてその支給要件を規定している。
- 職業訓練受講手当の支給要件について、規則第11条第1項第2号において、特定求職者並びに特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母との収入の額が月25万円以下であることを支給の要件としているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職を余儀なくされた非正規雇用労働者等のうち、親や配偶者と同居している非正規雇用労働者等が給付金を受給しながら訓練を受講しやすくするため、支給単位期間の初日が施行日から令和4年3月31日までの間にあるものについて月40万円以下に引き上げる特例措置を設ける。

なお、施行日前に訓練の受講を開始した場合であっても、施行日以降に支給単位期間の初日がある支給単位期間について適用する。
- また、規則第11条第1項第5号及び第6号において、訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則とし、やむを得ない理由により受講しなかった訓練の実施日がある場合に限り、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が100分の80以上であること等を支給の要件としているが、やむを得ない理由による欠席とやむを得ない理由以外による欠席を足し合わせた欠席日数を訓練の実施日数の2割まで認め、訓練を受講した日数の訓練の実施日数に占める割合が100分の80以上であること等を支給の要件とする特例を設ける。

さらに、規則第11条第2項において職業訓練受講手当の額、規則第12条において通所手当の額、規則第12条の2において寄宿手当の額を定めているが、訓練を受講した日数の実施日数に占める割合が100分の80以上である場合等に、その額をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった訓練の実施日の日数のその給付金支給単位期間の現日数等に占める割合に応じて減ずる特例を設ける。

なお、本特例措置は、施行日から令和4年3月31日までの間に受講する訓練について適用する（給付金支給単位期間の初日が施行日から令和4年3月31日までの間にある場合には、同年3月31日以降に受講する訓練も含む。）。

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の活用促進

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働需要が減退する分野が生じる一方で、新たな労働需要が創出される分野も期待されることから、トライアル雇用を活用し、労働者が新たな職種に対応できるようになるまでの事業主の負担を軽減しつつ、異なる分野への労働移動を推進する。

2. 現行の助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
令和2年1月24日（※）以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、職業紹介の日において離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者 （※）雇用調整助成金による特例措置の適用開始日	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

3. 改正内容

対象労働者の要件を次のとおり改める。

対象労働者

職業紹介の日において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者

4. 改正理由

- （1）「令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者」を「職業紹介の日において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者」とすること
コロナ禍における求職活動は、離職の時期や理由に関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響を等しく受けることが考えられることから、これらの者に対する就職支援の機会の公平化を図ることが適当であるため。
- （2）「職業紹介日において離職期間が3ヶ月を超える者」を廃止すること
新たな労働需要に対応するとともに、コロナ禍において生活に支障を来す離職者の失業期間の長期化を防止するため。

5. 施行日

補正予算成立後速やかに施行。

トライアル雇用助成金

(参考)

(新型コロナウイルス感染症対応 (短時間) トライアルコース)

厚生労働省

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者 (シフト減により同様の状態にあるとみなされるものを含む) であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るため、一定期間 (原則3か月) 試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

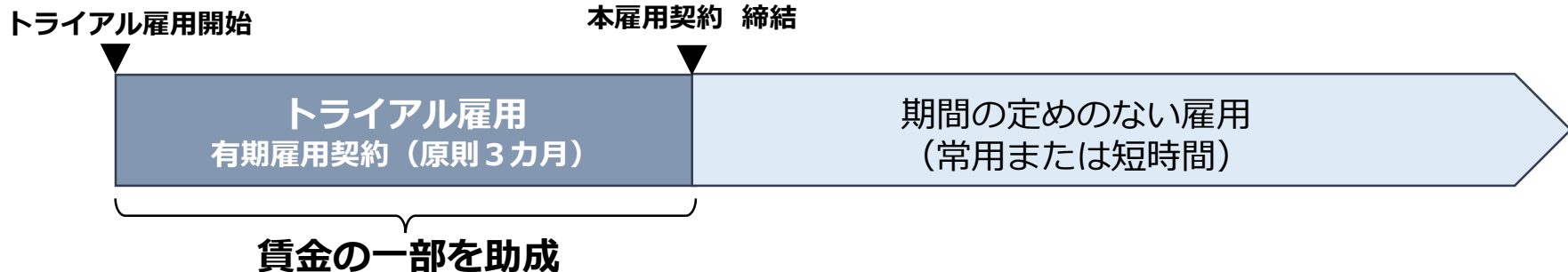
⇒ 労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援。

■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
<u>令和2年1月24日 (※) 以降に離職した者等であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者</u>	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

(※) 雇用調整助成金による特例措置の適用開始日

■ 助成のイメージ



<参考：トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) >

○職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者※について、常用雇用への移行を目的に、一定期間 (原則3か月) 試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。(30時間未満は助成対象としない)

※2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない -5- 期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者 (生活保護受給者等)

就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

事業趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、就業者、失業者・非正規雇用労働者、希望する就職が出来ていない若者に対して、大学・専門学校を拠点とし就職・転職に繋がるプログラムを提供し、受講生のキャリアアップを図る。

(参考) 令和3年1月時点で解雇等見込み労働者数は約10万人、完全失業者数は約209万人、非正規雇用労働者数は2,058万人と依然として厳しい雇用情勢は継続しており(総務省労働力調査)、産業界からは、医療・介護、運送・流通、建設、DXの推進に向けて人材が求められている。

令和3年度の取組

- 令和3年度においては40大学において63プログラムを実施しており、厚生労働省職業訓練受講給付金との連携による求職活動と学修の両立の実現、ハローワーク等とも連携した就職・転職に繋がるプログラムを実施。

課題

- 令和4年度以降も厳しい雇用情勢が見込まれることに加えて、DX人材をはじめとした社会のニーズが高い分野に就職・転職するための環境整備を進めることが重要。

事業概要

1. 就業者等に対するDX人材の育成プログラムの開発

件数・単価：大学・専修学校 10カ所 × 3,000万円

- 就業者・失業者等を主な対象に、DX人材として社会に必要な能力・技能を取得できるプログラムを提供し、労働局と連携した就職・転職支援を併せて行うことでDX人材を育成し受講者の就職・転職に繋げる。

*実施対象

大学・専修学校(10カ所) *地域や雇用情勢等のバランスを考慮

*対象となるプログラム(例)

- ・受講者の就職・転職に繋がる見込みが高い。
- ・DX人材を育成するプログラム等。

2. 令和3年度に構築したプログラムの改良・展開

件数・単価：大学 10カ所 × 2,000万円

- 令和3年度実施の就職・転職率が高いプログラムに対する改良を支援。また各大学が自走するためのプログラム構築に向け、改良に加え、事業成果を普及する。

*実施対象

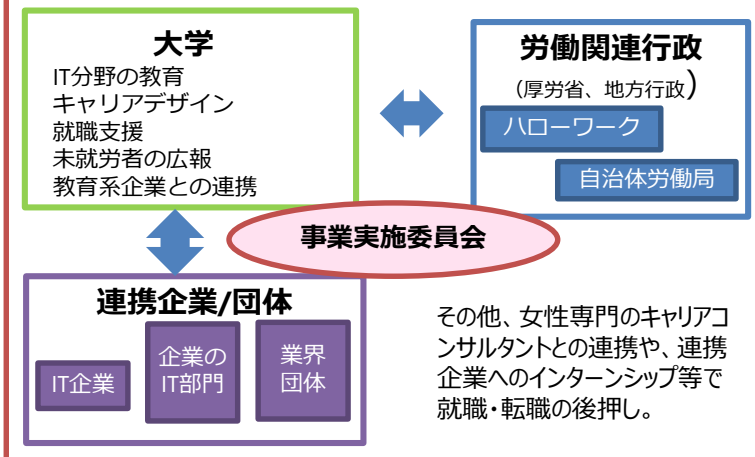
令和3年度事業実施大学のうち要件を満たした大学(10大学)

*対象となるプログラム(例)

- ・求職者支援制度を活用し、求職活動しながら学習できる環境。
- ・労働部局と連携し、就職・転職率が80%を超えている。
- ・分野、実績、将来性等を鑑みて、改良する社会的意義が高い等。

プログラム開発・実施のイメージ例

OA大学「失業者向けITリカレント教育プログラム」



アウトプット(活動目標)

- ・事業における実施大学・専修学校数
- ・開発したプログラムの社会人受講者数

アウトカム(成果目標)

- ・失業者の受講後の就職者数
- ・非正規雇用労働者の正規雇用への転換割合

インパクト(国民・社会への影響)

- ・厳しい雇用情勢における、国民のキャリアアップの実現
- ・社会的ニーズのある職種における人材の育成・社会実装

求職者支援制度による非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援の強化

コロナの影響を受けて離職を余儀なくされた非正規雇用労働者や、シフトが減って厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者などに、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講する機会を提供する求職者支援制度の活用を進める特例措置などを設け、非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援を強化する

民間人材ビジネス事業者と連携した求職者支援制度の活用促進

● 民間人材ビジネス事業者と連携した制度の周知、紹介予定派遣、トライアル雇用を活用した就職支援 新規

* 派遣会社や民間求人サイトと連携して求職者支援制度の周知を行う。また、訓練終了後に紹介予定派遣やトライアル雇用を活用した就職を希望する者を利用企業に誘導し、紹介予定派遣期間、トライアル雇用期間後の安定雇用につなげる

IT分野の訓練の促進（令和7年3月末までの措置）

● IT分野の訓練コースの拡大 新規

* IT分野の資格取得を目指す訓練コースを設定する訓練機関に支給する実施経費を増額し、設定を促進する

求職者支援制度の活用を促進する特例措置（令和4年3月末までの措置）

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和 新規

（やむを得ない欠席以外の欠席を訓練実施日の2割まで認め、欠席日の給付金を日割りで減額する特例を導入する）

* やむを得ない理由なく、1日でも欠席、遅刻、早退すると給付金を受給できない厳格な要件を緩和し、利用を促進する

● 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和（月25万円以下→月40万円以下） 新規

* 親や配偶者と同居している非正規雇用労働者などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくするため、要件を緩和する

働きながら訓練を受講しやすくする特例措置（令和4年3月末までの措置）

● 訓練対象者の拡大（離転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者を訓練対象者とする） 新規

* 現在の訓練対象者（離転職を前提に訓練を受講する者）に、転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者に加え、ステップアップを目指す非正規雇用労働者などの主体的な能力開発の取組みを支援する

● 職業訓練受講給付金の収入要件の緩和（月8万円以下→シフト制で働く方などについて月12万円以下）

* シフト制やフリーランスなどで働く月の収入が変動する者が、働きながら訓練を受講しやすくするため、要件を緩和する

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

（仕事で訓練を欠席せざるを得ない日を、病気などと同様のやむを得ない欠席とし、訓練実施日の2割まで認める）

* 仕事で訓練を休む日を、病気などと同じ給付金を受給しながら欠席できるやむを得ない場合とし、仕事と訓練を両立させる

● 訓練基準の緩和（働きながら受講しやすい短い期間、時間の訓練コースを設定するため、訓練基準を緩和）

* 訓練期間：2か月から6か月→2週間から6か月、訓練時間：月100時間以上→月60時間以上。オンライン訓練の設定を促進

求職者支援制度について

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● <u>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</u> ● 労働の意思と能力があること ● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く者などは月12万円以下 (令和4年3月末までの特例)] ● 世帯全体の収入が月25万円以下 ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 全ての訓練実施日に出席している (やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率がある) ● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない ● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

○ 主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など
給付金を受けずに訓練を受講している者 (職業訓練を無料で受講) [Aのみ該当する者]	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など (親と同居している学卒未就職者など)
在職者	働いていて一定の収入のある者など (フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など)

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和4年3月末までの特例）	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円/人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円/人月、35%以上60%未満：6万円/人月、35%未満：5万円/人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円/人月、 30%以上55%未満：6万円/人月、30%未満：5万円以上/人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

- ※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援
 [求職者支援資金融資]
- ・ 貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
 - ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

※ 就職支援のながれ（3か月訓練の例）

